様式第4号(第16条関係)

番　　号
年　　月　　日

じん肺管理区分決定通知書

殿

都道府県労働局長　　㊞

年　　月　　日本職あて（提出／申請）のあつたじん肺管理区分の決定に関する（提出／申請）に基づき、じん肺法（第13条第2項(同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)／第15条第3項において準用する同法第13条第2項／第16条第2項において準用する同法第13条第2項）の規定により下記のとおりじん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があつた日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があつた日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備考			
			じん肺健康診断の結果			療養の要否
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかつている合併症の名称	
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F(－) F(＋) F(＋＋)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F(－) F(＋) F(＋＋)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F(－) F(＋) F(＋＋)		要 否

備考　「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR0　じん肺の所見がない。

PR1　エックス線写真の像が第1型である。

PR2　エックス線写真の像が第2型である。

PR3　エックス線写真の像が第3型である。

PR4(A, B)　エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの)である。

PR4(C)　エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの)である。

F(－)　じん肺による肺機能の障害がない。

F(＋)　じん肺による肺機能の障害がある。

F(＋＋)　じん肺による著しい肺機能の障害がある。